

公聴会記録書

- 1 対象準備書：新クリーンセンター建設事業環境影響評価準備書
- 2 日 時：平成26年7月5日（土）午前10時30分～10時50分
- 3 場 所：佐久市浅間会館 2階大会議室
- 4 公 述 人：北佐久郡御代田町 市村 到
- 5 陳述の内容：

御代田町から来ました市村 到と申します。よろしく申し上げます。

私は、新クリーンセンターは大事なもので必要であるという立場です。しかし、その計画については必ずしも、同意しかねるところがいくつかあります。クリーンセンターに関わる環境アセスメント準備書の縦覧をさせていただきました。去る6月10日付けで54項目にわたる意見書を提出しております。詳細はそちらを御覧いただければよろしいのですが、本日の公聴会で意見を公に述べる形の公述の機会をいただきましたので、54項目の内、8項目に絞って意見を申し述べさせていただきます。よろしくお願いたします。

第1項目、2-16の「表2-5-3」で次のように述べられています。PM2.5については、「法令等で排出基準が定められていないが、今後、煙突排ガスによる影響が想定された場合については、必要な措置を講じる計画である。」とあります。「必要な措置を講じる」とは具体的にどういうことなのでしょうか。説明がありません。

また、3.11の災害発生以降、長野市・中野市・須坂市・千曲市・上田市・東御市など千曲川流域の各都市の焼却炉からは毎回主灰及び飛灰から必ずセシウムが検出されているという事実があります。佐久市佐久平で計画していますストーカー方式です。どこのクリーンセンターの結果でもごく微量で身体には影響がないと毎回決まり文句のように説明がなされていますが、肝心の佐久市中込にあります現在のクリーンセンターの検査の結果は、ここまでマスコミにあまり報道されていないことに若干不信感を抱いております。私が主張したいのは「PM2.5については法令等で排出基準が定められていないが」とありますが、やはりセシウム等放射性物質についても、同じように「法令等で排出基準が定められていないが必要な措置を講じる計画である。」ということに言及されるべきだということです。と申しますのは「表2-5-7 飛灰処理物等に関する基準」について、省令に基づいて設定していますが、飛灰の中にはセシウムも当然含まれているわけです。放射性物質セシウムにおいてもPM2.5と同様にここでは言及されるべきです。

第2項目に移ります。予定地は砂防法・土砂災害防止法に基づく指定のある地域です。

「舟ヶ沢」は字名からして建設予定地に適切な場所であるとはいえないと思います。「舟ヶ沢」なる地名は、過去の災害があった崩壊地形・土砂災害地形を示す地名です。「舟ヶ沢」とは地形が船底のようにえぐりとられた沢のことをいいます。これは地名学的にいて、過去に土砂崩れないしは土石流があった崩壊地形を意味することは常識となっています。同じ御代田町塩野地区でも「舟ヶ沢」という地名がありますが、その「舟ヶ

沢」の崩壊による土石流出で大きな被害を被った歴史があります。今回のボーリング等による調査の結果では、その痕跡はないという説明がありましたが、ボーリング地点の選定は適切であったと思いますが、ちょっと心配です。地名は過去の歴史を如実に物語っています。おろそかにすべきではないと思います。それに加えて建設予定地の上部にあるパラダスキー場では、現在は樹木がない箇所が帯のように山頂の尾根付近から建設予定地まで続いています。いずれにしましても建設予定地には環境保全の見地から不安・懸念を抱かざるを得ません。

第3項目に移ります。対象事業区域から至近の水源は、「久能水源」のほかに紀州鉄道別荘地の自己水源もあります。「久能水源」は野生動物に起因する汚染によって平成24年以来停止していますが、「面替」と「豊昇」の境付近にあります紀州鉄道別荘地の自己水源については、どのような方策をもって対処するのでしょうか。過日の説明会では別荘関係の方から不安の意見が出されました。その納得出来る対処法を提示していただきたいと思います。

第4項目、大気質の調査は従来は佐久測定局つまり佐久合庁ですね、と佐久市役所の測定です。建設予定地から距離も地形的にも離れすぎていると思われます。今後、モニタリング等の調査では、大きな影響を受ける可能性の高い地点、特に東側を重点的に加えるべきです。「表5-1-90(5)施設の稼働に伴う大気質予測結果(ダイオキシン類、年平均値)」の「年平均寄与濃度」を見ても「面替地区(上尾崎)」と「大星神社」、それから「豊昇地区(梨沢公園)」と「成穩寺付近」が他地区よりも極めて高いことからそれはいえます。

第5項目、「焼却施設の稼働に伴い排ガス由来の土壌への影響が考えられる。」と書いてありますが、このことは、即「排ガス由来のセシウムの土壌への影響が考えられる。」と直結すると思われます。この焼却炉は南北佐久地区全地域からのごみを焼却処理します。焼却炉とは考えようによりますと物を燃やして、その体積を何百分の1とか何千分の1に減らすものです。したがって、ごみに関わる不純物は焼却されるとコンデンス、つまり、凝縮されることとなります。少量の灰や煙突からの排出物でも凝縮されていますから不純物の濃度は高いこととなります。佐久地方ではいまだにセシウムが検出される事例が少なくありません。極端に言えば佐久中のセシウムと放射性物質を含んだ可燃物が焼却される場所が、今回の新クリーンセンターであるということにもなります。「焼却施設の稼働に伴う排ガス由来の土壌への影響」の項目の中に「セシウム」と「放射性物質」を加え、それに対する方向を的確にお示してください。

第6項目、6-13の表によりますと、焼却施設の稼働に伴う煙突ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測結果があります。建設予定区域が一番低く、0.931pg-TEQ/gです。豊昇地区の豊昇園ではその10倍以上の10.351pg-TEQ/gで最悪です。広戸地区、児玉地区までがワースト3です。いずれも環境保全のための目標値よりもかなり低い数値ですが、「塵も積もれば山となる」という諺もあります。稼働して20年、30年の経つ間にどうなるのでしょうか。予定地での焼却施設の稼働により、今後ますます、特にワースト3の地

域は危険にさらされるおそれがあります。

行政的、法制的には地元は佐久市平根地区です。地元の方々の御決断に異を唱えるわけではありません。それはそれで、尊重しなければと考えています。一方、諸調査の結果からも、地勢的、地形ですね、生活環境的な地元はそれに隣接する御代田町、特に面替地区・豊昇地区・児玉地区であるといっても過言ではないと思います。さらに偏西風によって流される東方には野菜で有名な広戸地区や草越地区もあります。つまり、新クリーンセンターの稼働に伴う日常の影響と、その後の蓄積されて影響の受ける可能性の高い地域は、今回のアセスメント調査結果を待つまでもなく、御代田町の面替・豊昇・児玉地区等は環境に関して言えば、地元にあたるという認識を持っていただきたいと思います。焼却施設の建設・稼働に際して、環境に一番大きな影響のある地域に対して、環境保全に関わって当局はそれにふさわしい配慮と対応をしていただきたいと思います。

第7項目、第7章第2節の表7-2-1で、「廃棄物の排出・処理は事後調査を行わない」と述べ、その理由として、「施設の稼働に伴って発生する廃棄物は適正に処理することから、事後調査を行わない」としています。「適正に」の中身が不明です。また、事後調査は行わないとありますが、やはり行った方がよいのではないのでしょうか。

第8項目、セシウム等の放射性物質については長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測・評価においても対象としていないとあります。

3.11の災害以来、3年以上経っておりますが、国の調査項目にもないから長野県でも、というスタンスでしょうか。この点は長野県の主体的な改善を心から要望します。

長野県とりわけ佐久地方では未だに山間地から取れる山菜や薪などからセシウムが検出されるケースが後を絶ちません。しかるに、調査項目に示されていないから調査しないというのでは、本当の環境影響評価、つまり保全対策の内容が適切であるか否かを事業主体者が評価するもの、といえるのでしょうか。そういう言葉・事がないから問題ないというのではなくて、放射性物質も含めて、環境の事実・実態とそれへの対応策が必要です。

国の基準がないから、つまり国の環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないから、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないとされています。したがって、環境アセス実施者たる事業主体者の佐久市、現在、新クリーンセンター整備推進室も調査を実施する必要がないということになります。法制的には何らおかしいところはないと思います。しかし、今回の調査及び予測・評価でも対象としていないとしながらも、環境アセスの実施者たる事業主体者の佐久市は、バイパス的な調査をセシウムに関して、昨年12月に実施してくださいました。これについては感謝です。しかし、空間線量率シーベルトであって、土壌や地表や物質に関するベクレルの調査はされなかったと認識しています。シーベルトとベクレルは単なる単位の違いと説明されているが、専門的なことは分かりません。しかし、ベクレルについてはどうでしょうか。大事なことは今後定点を決めて、定期的に煙突からの排気ガスに含まれると推測される

ダイオキシンをはじめ、諸々の物質のモニタリング調査をするとともに、セシウムと放射性物質の調査、これは空間シーベルト、地表物質ベクレル、こういう調査を重ねて、その都度、クリーンセンターの稼働以前と以後の数値を定期的に比較をして公表することが環境保全という見地から非常に重要なことであると思います。是非実施していただきたいと思います。

以上、環境影響評価準備書について、意見を述べさせていただきました。県に提出させていただいたのは54項目ですが、本日は8項目にしぼらせていただきました。是非、建設事業実施に際して、参考にではなく、反映していただきたく熱望いたします。